

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年12月16日 NO.42

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

今年もあと2週間 年内早めに帳簿整理で確認をしよう

経費がかさんだ・赤字の場合、消費税還付金が受けられる場合があります

コロナに翻弄された1年でしたが、今年もあとわずかとなりました。毎年、年末に行っていた税金関係の届け出について変更があります。

新型コロナ特法に係る消費税の特例

コロナウイルスにより、令和2年2月～令和3年1月のうち、連続した1カ月以上の期間の事業収入が、前年度売上の同月比で50%以上減少している場合に、この特例を受けることができます。50%以上減少にならない場合でも、今後の減少率などを勘案して特例が受けられる場合もあります。

持続化給付金を受けた方は、対象になる可能性が高いです。

免税事業者の方 設備投資など支出が多かった場合、消費税の還付金が受け取れます

免税業者（売上1000万円未満など）課税事業者を選択する、又は課税事業者をやめる

消費税免税業者（2年前の売上が1000万円を超えない業者、新規開業等で免税となっている個人・法人）が、設備投資などを行うことで消費税の還付を受けたい場合、通常だと12月（法人は年度末）までに次年度から変更するための書類を提出していました。

そして免税事業者が、課税事業者選択届を提出した場合、2年間は免税事業者に戻れない縛りがありました。

右図の例のような場合、消費税の還付金申請が出来ます

コロナの影響で売上減少した場合、法人の場合は決算を閉めてから2カ月後まで（決算の提出期限）、個人の場合は3カ月後（令和3年3月）までに届け出を出すことにより、2020年度の消費税分還付が受けられます。

この承認申請の期限を延長することもできます。その場合も、法人2カ月、個人3カ月以内に延長申請を提出する必要があります。

コロナ特例では、2年縛りが無くなります。2020年の1年分だけ消費税の還付を受けることもできます。昨年申請書を提出している方は、2年縛りか1年で終わるかを選択できます。

新設法人の調整対象固定資産、高額特定資産等の仕入・棚卸資産の適用なども対象

新型コロナ特法に係る消費税の特例に関しては、3年間消費税が免除にならない縛りのあるものに関しても、適用が出来る場合があります。

（例1）2020年の年間課税売上が900万円。消費税課税となる仕入・経費が600万円かかった。設備投資として、500万円の機械を買った。

900万 - (600万 + 500万) = ▲200万
消費税額は10% なので 20万円の消費税還付

（例2）コロナの影響で仕事が無く年間売上が50万。消費税課税となる通常経費が300万円かかった。

50万円 - 300万円 = ▲250万円
消費税額は10% なので 25万円の消費税還付

消費税課税事業者の方 コロナの影響があり、本則⇄簡易の切替をしたい方、設備投資など支出が多かった場合、消費税の還付金が受け取れる場合があります 消費税、令和2年分の簡易課税⇄本則課税の切替 災害特例申請

通常だと、次年度からの消費税計算を本則課税⇄簡易課税とで切り替えたい場合に、年度が始まる前（個人事業主の場合は12/31）までに提出が必要でした。

消費税法により、確定申告の提出期限（個人の場合は3/15）までに申請書を提出すれば、遡ってその年度から本則⇄簡易の切替が可能となっています（入院などで申告期限等の延長申請を行っている場合は、その延長された期限まで）。

災害特例申請の場合、2年縛りは適用されません。簡易課税への選択は2年前の売上が5000万円以下であることが条件です。

簡易→本則の切替で消費税還付も

右の例のような場合、本則・簡易の切替ができます。売上の減少などの判定ではなく、「コロナの影響で」が変更理由になります。

コロナ蔓延防止のための設備投資などを行った場合は、本則課税への切替で消費税の還付を受けられる可能性があります。

消費税課税事業者の方 本則課税で複数税率（8%、10%）の仕訳が困難な方

令和2年分へ遡っての本則課税→簡易課税の切替

複数税率の仕訳が困難な場合、簡易課税への切替申請期限が12/31まで延長となり、令和2年分までの遡っての切替が可能となっています。

こちらは、年内の提出が必要です。

年内早めの帳簿整理を。自主計算・自主記帳で、コロナを乗り切ろう

これらの申請も、融資獲得も、給付金受給も、税金の減免なども、しっかりとした帳簿の整理が必要です。帳簿作成で、自分の商売を数字で語る業者でなければ、コロナ後に生き残れないと考えます。

来年の春の班会は1月から順次、各会場で行います。持続化給付金なども非課税雑収入として売り上げに加算されます。年内早めの帳簿整理で申告に備えましょう。

自主計算・自主記帳でコロナに負けない、商売へ展望を見出していきましょう。

年末調整相談会（コロナ蔓延防止のため完全事前予約制となります）

12/28（月）10時～12時、13:30～16時 （民商川越事務所）
1/6（水）10時～12時、13:30～16時 （東松山市民文化センター）
1/12（火）10時～12時 （民商川越事務所）
13:30～16時 （東松山 唐子市民活動センター）
1/18（月）10時～12時、13:30～16時 （民商川越事務所）
★源泉税の納付期限は、来年1/20までとなっています。

12月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日。12/3、17が川越事務所
12/10、26が東松山以外にて開催します。事前に予約ください。

●22（火）婦人部役員会 13:30～川越事務所 ●24（木）消費税いっせい宣伝行動 17:30～川越駅西口 ★事務所来場の際には事前にご連絡をください。

★民商事務所、年内は12/29まで。年始は1/5から開始します。